

## 教職大学院の実習の実施方法の弾力化及び留意事項について（継続）

教職大学院の学生が連携協力校等において行う実習について、令和2年度に引き続き、令和3年度の特例として、学校における学習指導員としての活動を実習として位置付けることや、双方向オンライン通信等の手段の活用による在宅等による実習を認めること等について、お知らせするものです。

3 教 教 人 第 8 号

令和3年5月18日

教職大学院を置く各国私立大学長 殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

中 野 理 美

### 令和3年度における教職大学院の実習の実施方法の弾力化及び留意事項について（通知）

教職大学院を置く各国私立大学（以下「教職大学院」という。）におかれては、新型コロナウイルス感染症対策について、「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について（周知）」（令和3年3月4日付け2文科高第1125号高等教育局長通知）及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における感染対策の徹底等について（周知）」（令和3年4月20日付け高等教育企画課事務連絡）等を踏まえ、必要な感染症対策を講じていただいていることと存じます。

令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置等の影響により、教職大学院における、専門職大学院設置基準第29条第1項に定める「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習」（以下「実習」という。）に係る実習生の受け入れも通常の方法では困難な状況になりうることも踏まえ、「令和2年度における教職大学院の実習の実施方法の弾力化及び留意事項について（通知）」（令和2年5月11日付け2教教人第8号教育人材政策課長通知）における特例を延長することとしました。

つきましては、令和3年度に行われる実習の実施方法の弾力化や、実習生を受け入れる幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及びその他関係機関等（以下「連携協力校等」という。）への影響を考慮し、その実施に当たって留意いただきたい事項について、下記のとおり考え方をまとめましたのでお知らせします。

各教職大学院におかれては、これらの事項について十分に御留意いただき、実習生を受け入れる連携協力校等や教育委員会等とも連携・協力の上、実習の円滑な実施について、責任を持って必要な対応をお願いいたします。

なお、本通知は教職大学院における実習に関するものであり、教育実習に関する取扱いにつきましては「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和3年4月13日付け3文科教第19号総合教育政策局長通知）において通知しておりますので御留意ください。

## 記

### 1. 実習方法

(1) 教職大学院における実習は、学校経営、学級経営、生徒指導、教育課程経営をはじめ学校の教育活動全体について総合的に体験し、教員の指導の下、一定期間計画的・継続的に学校教育活動に参画するものであることから、新型コロナウイルス感染症の影響により、実習の受入れ先となる連携協力校等における授業実習の実施が困難である場合であっても、教職大学院の体系的な教育課程の一環として位置づけられることを条件に、学校における幅広い教育活動に従事することをもって、実習と位置づけることも可能であること。

例えば、連携協力校等の臨時休業中における双方向オンライン通信等を活用した授業のための教材作成や実施、児童・生徒の自宅に送付する授業教材やお知らせの作成や発送業務、学校再開に向けた様々な準備など、臨時休業後においては、補習指導の教材作成や実施、放課後等における個別学習指導、その他児童生徒一人ひとりの学習の状況の把握や学習に著しい遅れが生じないための学校の様々な取組への参画、学校の安全・安心を確保するための衛生面の保持に向けた取組への参画など、幅広い学校教育活動について、実習の対象とすることも可能であること。この場合、連携協力校等と十分な連絡・連携を行い、連携協力校等にとって過度の負担とならないよう配慮するとともに、実習現場の実習生への指導や助言等、教職大学院の教員による十分なサポートが行われること。

(2) 小学校等における令和3年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を支援する学習支援等のために配置される人材等としての活動については、教職大学院の体系的な教育課程の一環として位置づけられ、かつ、教職大学院の教員及び連携協力校等の教員による実習生への指導・助言を踏まえて行われる場合にあっては、令和3年度に限り、実習として位置づけて差し支えないこと（ただし、(3)において在宅により又は大学において実習に参加する場合を除く）。

(3) 令和3年度に限り、連携協力校等の状況を踏まえつつ、連携協力校等の負担にならないことを前提に、実習の科目の総授業時間数のうち、3分の1を超えない範囲で、実習生が双方向オンライン通信等の手段を活用しながら在宅により又は大学において実習に参加することは差し支えないこと。ただし、当該実習が、連携協力校等の学校教育活動に直接従事するものであって、教職大学院の教員及び連携協力校等の教員による指導・助言を受けながら行われるものに限る。なお、教職大学院の教員及び連携協力校等の教員による実習生への指導・助言の際には「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について（周知）」（令和2年12月23日付け2文科高第864号高等教育局長通知）において示された、遠隔授業等の実施に係る留意点について留意いただきたいこと。

例) 実習 10 単位のうち令和 3 年度に修得が必要な 6 単位について、これまで 24 日間で実施していたもののうち、8 日間分までは在宅又は大学から実習に参加することが可能。

- 1 単位当たり 30 時間で授業時間数を設定し、令和 3 年度には実習 10 単位のうち 6 単位の修得が必要な場合

$$6 \text{ 単位} \times 30 \text{ 時間} = 180 \text{ 時間} \Rightarrow 24 \text{ 日間}$$

$$(180 \text{ 時間} \div 7.5 \text{ 時間 (1 日あたり)}) = 24 \text{ 日間}$$

※大学設置基準等において、1 単位の授業科目は 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とされていることを踏まえ、授業以外における事前学修・事後学修が学生によって行われることが必要であることには留意。

- ◎ 1 単位当たり 30 時間で授業時間数を設定し、令和 3 年度には実習 10 単位のうち 6 単位を修得するが、総授業時間数のうち 1 / 3 を在宅又は大学からの実習参加により行う場合

$$6 \text{ 単位} \times 30 \text{ 時間} = 180 \text{ 時間}$$

$$180 \text{ 時間} \div 3 = 60 \text{ 時間} \Rightarrow \underline{8 \text{ 日間}} \text{ ※在宅・大学からの実習参加}$$

$$(60 \text{ 時間} \div 7.5 \text{ 時間 (1 日あたり)}) = 8 \text{ 日間}$$

$$300 \text{ 時間} - 60 \text{ 時間} = 240 \text{ 時間} \Rightarrow \underline{16 \text{ 日間}} \text{ ※学校現場での実習}$$

$$(240 \text{ 時間} \div 7.5 \text{ 時間 (1 日あたり)}) = 16 \text{ 日間}$$

## 2. 実習科目単位の免除

専門職大学院設置基準第 29 条第 2 項において、「教職大学院は、教育上有益と認めるときには、当該教職大学院に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、十単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる」としていることから、教員としての実務経験を有する学生の実習科目の履修に当たっては、各教職大学院の定める実習科目免除規定も踏まえつつ、実習に必要な単位数について弾力的に検討していただきたいこと。なお、実習により修得する単位の免除に当たっては、学生の教職経験を適切に評価した上で、実習により修得させようとする内容との相関性等を踏まえ、免除の可否及び免除する単位数を適切に判断する必要があること。

## 3. 学生への事前指導

(1) 実習の実施の 2 週間程度前から、毎朝の検温及び風邪症状の確認を行うことや、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすことなどを学生に徹底していただくこと。実習中は、これに加えて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時装着することなど一層の感染症対策を行うことを学生に徹底していただくこと。

(2) 実習に参加予定の学生の家族等の感染が確認されるなど学生が濃厚接触者に特定された場合、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して 2 週間は実習への参加を見送るよう指導していただくこと。

(3) 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021. 4. 28 Ver. 6)」などの連携協力校等における感染症対策の取組について十分に理解させた上で教育実習に参加させていただくこと。

(4) 実習中は受入先である各連携協力校等における感染症対策の指示に従うことや、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、連携協力校等と相談の上、児童生徒等との接触は絶対に避け、自宅で休養することを学生に徹底していただくこと。

#### 4. 実習実施前の事前調整

(1) 実習生を受け入れる連携協力校等の今年度の受入数が制限される場合には、修了年次の学生など実習を次年度に実施することができない事情のある学生を優先していただきたいこと。

(2) 大学設置基準等において、実習は30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位としていることから、実習の授業時間数や実施期間の設定に当たっては、実習生を受け入れる連携協力校等の状況も踏まえ、弾力的に検討していただきたいこと。なお、実施期間を変更する場合には、「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について（周知）」（令和3年3月4日付け2文科高第1125号高等教育局長通知）において示された、学事日程等の取扱いについて留意いただきたいこと。

(3) 感染症対策に取り組みながら教育活動を行う連携協力校等においては、通常期と同様な実習を行うことが困難な場合もあると考えられる。3つの条件（換気の悪い密室空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声）が重ならないようにすること等に留意し、実習の内容、方法等について、受入先の連携協力校等と相談しつつ弾力的に検討していただきたいこと。また、新型コロナウイルス感染症については、下記の文部科学省のホームページなどを通じて関係省庁や自治体等からの最新の情報も十分に踏まえて対応いただきたいこと。

文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)

#### 5. 実習中の留意事項

学生の感染が判明した場合や、地域の感染拡大の状況等により、急遽、実習を中止せざるを得ない場合などにおいては、教職大学院、学生、連携協力校等・教育委員会が速やかに連絡を取り合うことができるよう、教職大学院は確実に連絡体制を構築していただくこと。

#### 6. 実習後の留意事項

実習の終了後に、学生の感染が判明した場合、教職大学院は連携協力校等・教育委員会に速やかに連絡するとともに、「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について（周知）」（令和3年3月4日付け2元文科高第1125号高等教育局長通知）及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における感染対策の徹底等について（周知）」（令和3年4月20日付け高等教育企画課事務連絡）等を踏まえ、適切な対応を行っていただきたいこと。

**【本件連絡先】**

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

教員養成企画室教職大学院係

電 話：03-5253-4111（内線3778）

FAX：03-6734-3387

E-mail：kyoin-y@mext.go.jp